

令和 5 事業年度

事業計画

(令和 5 年 3 月 24 日大臣認可)

高圧ガス保安協会

目 次

I．事業概況	1
1．事業環境	1
2．事業概要	3
3．収支予算概要	8
II．個別の事業	9
II．1 確実な業務の実施	9
II．1．1 認定、検査等事業	9
II．1．2 教育事業	13
II．1．3 システム審査登録事業	14
II．1．4 LP ガス保安対策推進事業	15
II．1．5 技術基準作成・審査等事業	16
II．1．6 水素の社会実装に向けた対応	19
II．1．7 保安情報の収集、提供	20
II．1．8 自主研究の着実な推進	21
II．1．9 改正高圧法の施行に向けた対応	22
II．1．10 受託事業	22
II．1．11 法定講習事業（特別勘定1）	22
II．1．12 資格試験等事業（特別勘定2）	23
II．1．13 新型コロナウイルス感染症への対応	24
II．2 サービスの向上と積極的な情報提供	25
II．2．1 保安情報の普及、啓発	25
II．3 時代に即応した組織体制・基盤の整備	28
II．3．1 協会運営のガバナンス強化	28
II．3．2 組織運営への専門家、有識者等の知見活用	29
II．3．3 将来を見据えた基盤の整備	29
II．3．4 就業環境の改善等	29
II．4 将来を見据えた構造改革の推進	31
II．4．1 社会的ニーズへの対応と安定的な経営基盤の確保の両立	31
別紙1 保安講習会種類別受講者数見込み	33
別紙2 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験 並びに液化石油ガス設備士試験種類別出願者数見込み	35

I. 事業概況

1. 事業環境

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を脱しつつあり、個人消費を中心として経済社会活動が正常化することで持ち直しの動きが見られる。エネルギー価格の高騰による家計の圧迫、インフレの高進や金利上昇、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による世界経済の減速といった影響を受けつつも、日本経済全体としては緩やかな経済成長が見込まれる。

ただし、金融資本市場の変動の影響、原材料やエネルギー供給の混乱、地政学的なリスクなどを巡る先行き不透明感は依然として強く、景気の下振れリスクに注意が必要な状況である。

高圧ガスの分野では、高圧ガス保安法の改正により令和5年度から認定高度保安実施事業者制度が開始され、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、事業者の保安力に応じた規制体系へ移行する。また、カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の一環として、高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、道路運送車両法に規制が一元化される。

また、地球環境や経済・社会の持続可能性に関する危機意識が高まる中で、SDGsへの取り組みが国内外に浸透しつつある状況にある。日本においても、パリ協定を踏まえた中期目標として、第6次エネルギー基本計画では2030年度に温室効果ガスの2013年度比46%削減の達成が示され、2050年のカーボンニュートラルの達成と合わせて政府目標として掲げられている。そして、これらの気候変動対策は「S+3E」という基本方針に沿って進めることにより、日本のエネルギー需給構造が抱える種々の課題の克服を目指している。

これらの達成のためには、再生可能エネルギーをいかに高効率で利活用できるかが重要なポイントの1つであり、近年、水素の利活用についての技術開発・実証が活発化している。当協会においても、令和5年1月1日に水素チームを改組し、水素センターを創設しており、水素の社会実装の促進に向けて保安と振興の両面から貢献すべく、取り組みを拡大している。

このような中、当協会の令和5年度の事業環境については、特別勘定1（法定講習）及び特別勘定2（国家試験）は、令和4年度と同程度の収入を見込み、一般勘定は水素の社会実装に向けた課題解決のための新規事業の実施などにより増収を見込んでいるため、全体としては収入増を見込んでいる。

令和5年度は、当協会の設立から60周年の節目の年でもあり、以下の活動方針の下に着実に業務を遂行する。

- ・ 変える勇気を持ち、変わる努力をする。
- ・ 視野を広く、幅広い分野で知見を高める。
- ・ 保安のプロ集団として、誇りと責任感を持って業務を遂行する。
- ・ CN実現に向けて保安と振興の両面から貢献し、基準作りなどで世界をリードする。
- ・ 検査・講習等、高圧ガス保安協会のサービスを利用する方の利便性を向上させる。

2. 事業概要

令和5年度は、前述のような事業環境の中、水素の社会実装、改正高圧ガス保安法の施行、業務のオンライン化、情報セキュリティ対策、働きがいのある職場環境づくりを重要項目として位置付け、確実かつ効率的に事業を実施することを基本として、以下の事業を重点的に行っていくこととする。

2.1 確実な業務の実施

検査・認定事業、法定講習(特別勘定1)、国家試験(特別勘定2)やISO審査事業など、協会全体として着実かつ確実な業務を引き続き実施する。

(1) 検査・認定等の合理化推進及び確実な実施

検査・認定等の正確性を維持しつつより効率的に業務を実施するため、今後の検査・認定等の動向も見据えた適切な人員配置により、検査業務等の合理化を推進する。また、産業保安のスマート化についても、引き続き関係する業務を確実に実施する。

(2) 講習・試験業務の確実な実施

検定試験及び国家試験においては、近年、激甚化・多発化の傾向にある風水害、地震等の自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症については、その状況を的確に把握し、実施の可否等の情報提供、会場変更を迅速に行う他、会場での感染防止対策の徹底等、受講者等の安全及び利便性を考慮した円滑な業務運営に努める。

また、法定講習(資格・義務)については、令和2年度から実施したオンライン講習の本格的な導入を進め、令和6年度から全ての法定講習(資格・義務)をオンラインで実施する。

公正・公平な試験実施及び効率的な試験業務運営に向け、関係団体との横断的事項の情報交換を定期的を実施する。

(3) システム審査登録事業の推進

マネジメントシステムの審査登録(認証)業務を認定基準(JIS Q 17021-1)に適合させて着実な業務展開を図る。特に、他の認証機関との競争激化が進む中、顧客の維持・獲得に向け、連携機関との関係醸成、中部チームの設置等既存顧客へのサポート強化の施策等、積極的な営業活動を展開する。

(4) 技術基準等作成・審査等事業

技術基準等の作成に関しては、毎年度改訂する技術基準整備3ヶ年計画に基

づき技術基準整備を計画的に進め、定期的な技術基準の見直しを含めた適切な検討を行うこととし、社会ニーズへの即応や、最新の技術的知見等の反映を企図して、KHKS の改正等を実施する。

また、技術基準等の審査に関しては、民間団体等が作成した規格の例示基準化に向けた審査をファスト・トラック制度により迅速かつ確実に行う。

(5) 保安情報の収集、提供

高圧ガス・LP ガス関係事故災害に対して、事故発生直後から行政機関等と協力して、現場検証への参画、早期の段階でのホームページへの事故に関する注意喚起の掲載など迅速に対応する。

また、保安情報の収集に努めるとともに、精度の高い事故解析を実施し、その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的な情報発信を行う。

(6) 水素の社会実装に向けた対応

令和 5 年 1 月に設立した水素センターを中心に、高圧ガス保安法に留まらない分野も含めて、保安と振興の両面から積極的な活動を実施する。

具体的には、今般、大規模な水素サプライチェーンの構築のための実証が進められ、その上流において、海外からの輸入による大量の液化水素の貯蔵など、これまでに経験・知見のない取扱いが検討されている状況を踏まえ、極低温の液化水素が大量に漏えいした場合等の影響を把握するため、科学的データの取得等により検討を行う。また、サプライチェーンの上流である水素の製造においては、水電解装置の普及が期待されていることから、ルール整備等の必要な対応を検討していく。

また、自動車以外の様々なモビリティでの水素の利用や家庭用の燃料としての水素の供給・消費などの利用も検討されており、水素の普及・促進に向けて協力をしていく。

情報収集・発信としては、外部委員会への参加、関係団体の中での活動、民間企業との意見交換などを通じて課題を把握していくとともに、水素セミナー、外部講演などで情報の発信も行う。

(7) 研究開発と依頼試験

総合研究所では、民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大に努めるとともに、広く社会に役立つよう、新しい基準制定に資する基礎データの獲得など時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

さらに協会外の研究委員会や学会等に積極的に参加することにより、研究者

として活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

(8) 改正高圧法の施行に向けた対応

令和4年6月に成立した改正高圧ガス保安法の施行に向け、政省令等の詳細制度設計を引き続き国と連携して進めていくとともに、新認定制度における調査等の業務を確実に実施できるよう規程類等の整備を行う。また、円滑な新認定制度の運用開始のため、事業者及び自治体等に対して説明会を開催し、新制度について丁寧に説明していく。

(9) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、法定講習、国家試験、検査・認定等については感染症対策を適切に実施した上で、社会経済情勢に応じて柔軟に対応していく。

感染拡大防止のため必要な備品等を、引き続き整備、活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。

また、既に実施している業務のオンライン化についてさらに推進する。

2.2 サービスの向上と積極的な情報提供

会員を中心として、サービスの向上と積極的な情報提供を行い、もって産業保安の確保やビジネスの発展に寄与する。

(1) 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、プレスリリースルールに基づき、積極的な情報発信による協会のプレゼンス向上に努める。

特に、激甚化する風水害等自然災害の発生に際し、講習等への影響や容器流出などの事故・災害に関する注意喚起などを協会ウェブサイトで情報提供する。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況による講習等への影響についても、同様に情報提供する。

(2) サービスの向上と積極的な情報提供

機関誌「高圧ガス」、協会ウェブサイト、メール配信サービス「KHK-Friends」、協会発行の出版物を解説する図書目録などを活用し、わかりやすい情報提供を効果的に行うとともに、英文資料の作成、海外の調査・発信活動の強化など、国際的な情報の収集及び発信を推進する。

(3) 説明会・セミナーの開催

各部門が協働してセミナー等を実施し、委託事業成果や最新の知見・ノウハウを提供する。オンデマンド配信、ライブ配信など、引き続き多様な開催方式で実施する。

2.3 時代に即応した組織体制・基盤の整備

産業保安に係る公的機関として求められる社会的要請を踏まえ、また、協会自らが考えるあるべき姿も踏まえ、組織体制・基盤の整備を順次行う。

(1) 協会運営のガバナンス強化

協会が高い公的な責務を有することに鑑み、以下の取組みを協会大で遵守・徹底する。

① コンプライアンスの推進

協会業務の信頼性を維持するために、協会が行う業務活動に対する内部監査を実施するほか、コンプライアンスに係るeラーニングを活用した教育を実施するとともに、コンプライアンス専門支援会社を活用して役職員へのコンプライアンス情報の定期的な発信等に努める。

② 情報セキュリティ対策

保有する企業情報をはじめとした各種情報資産をサイバー攻撃から保護するため、また情報漏えいを未然に防止するために、標的型攻撃メールなど最新の脅威動向を踏まえた情報セキュリティ対策を継続的に行うとともに、情報セキュリティに関する内部監査や情報セキュリティ研修を引き続き実施するほか、第三者による脆弱性診断を行い、内部情報の漏えいリスクの評価と対策の強化を図る。

また、高圧ガス保安法の新認定制度においては、サイバーセキュリティが認定要件の一つとなったことなども踏まえ、新認定制度の調査を担う協会自身も、サイバーセキュリティの研修や関連の資格取得を促すなど、今まで以上に対応を強化していく。

(2) 組織運営への専門家、有識者等の知見活用

協会として時代に即応した体制を堅持していくべく、外部有識者等の知見を活用するための会議体を組成し、助言等を踏まえ適切な対応を行っていく。具体的には、総合研究所のあり方について検討する総合研究所運営審議会、高圧ガス保安に係る普及啓発活動のあり方等について検討する教育事業アドバイザリー委員会等により検討を行う。国家試験を実施する団体により構成される国家試験実施機関情報交換会では、試験の不正防止対策、手続きのオンライン

化等についての情報交換を予定している。

(3) 将来を見据えた基盤の整備

① 人材の育成

令和5年1月に設立した水素センターの活動を中心として、高圧ガスや保安規制に留まらない分野で活躍できる人材の育成と確保を推進する。また、専門性と国際性を兼ね備えた人材を育成するため、国際会議への積極参加と語学研修を実施する。

② 最新技術の動向把握

主に若手職員を対象に最新技術の動向把握と職員の視野を広げるため、コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）へ参加する。

2.4 将来を見据えた構造改革の推進

将来的には、協会の経営状況は厳しくなることは見込まれるため、将来を見据えた以下の構造改革を協会大で推進する。

① フリーアドレス化に向けた執務環境の改善

令和4年4月に実施した協会の組織再編の効果（職務補完が可能な協働体制構築による業務の効率化）をより高めるため、フリーアドレス化に向けた執務環境の改善を行い、コミュニケーションの更なる活性化とペーパーレス化を推進する。

② 基幹情報システムの改善

令和5年度に機器検査事業のWEB申請受付システムの新規開発、ISO審査支援システムの再構築を進め、令和6年度から運用を開始する。

③ 業務体制の見直し

講習のオンライン化等による業務の実施方法の変化を見据え、業務実施体制についても見直しを検討する。

④ 定年延長、役職定年制度の導入検討

シニア人材の活躍促進と戦略的な人材確保の観点から、定年年齢の引上げについての検討・準備を進める。併せて、役職定年制度の導入等についても検討する。

3. 収支予算概要

一般勘定の収入については、水素の社会実装に向けた課題解決のための新規事業の実施やテキスト等の改定に伴う図書販売数の増加等による収入増を見込むが、ISO 審査件数の減少に加え、環境マネジメントシステム審査において単価の高い更新審査が少ない年になることによる収入減が予想され、一般勘定の収入は 2,989 百万円を見込んでいる。特別勘定 1 の収入については、コロナ禍により減少していた資格講習の受講者数が回復基調、法定義務講習の受講者数が周期的に増加する 2 年度目であることにより収入増が予想される。結果として、特別勘定 1 の収入は 1,182 百万円を見込んでいる。

特別勘定 2 の収入については、全体的な受験者の減少が見込まれることにより収入減が予想される。このため、特別勘定 2 の収入は 587 百万円を見込んでいる。

以上の結果、令和 5 年度の協会の総予算額は、4,757 百万円を見込んでいる。

(注：上記の数字は四捨五入の関係から、端数が一致しない場合がある。)

Ⅱ．個別の事業

Ⅱ． 1 確実な業務の実施

Ⅱ． 1． 1 認定、検査等事業 [保安技術部門、機器検査事業部門]

(1) 認定調査等 [保安技術部門]

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者となるための調査

第一種製造者等が、自主検査により完成検査又は保安検査（運転中検査、停止中検査）を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和5年度は、新規で0件（0件）、更新で11件（14件）、認定区分の拡大等による追加で0件（1件）を見込んでいる。

（注）（ ）内は、令和4年度における実績見込値を示す。以下同じ。

② 特定認定完成検査実施事業者及び特定認定保安検査実施事業者となるための調査

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が、IoT等新技術の活用、第三者の知見の活用などレベルの高い自主保安を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和5年度は、新規で5件（0件）、開放検査拡大更新で1件（1件）を見込んでいる。

③ 自主保安高度化事業者となるための調査

第一種製造者等が、IoT等新技術を導入する等、自主的な保安活動を十分に実施している者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和5年度は、更新で2件（0件）を見込んでいる。

④ 耐震構造計算プログラムの認証

耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者について、経済産業大臣の認定に係る追跡調査、又は耐震設計構造物の耐震性能について構造計算を行う方法及び計算を行う者について、認証及び確認調査を行う。

令和5年度は、プログラムの認証0件（0件）、確認調査7件（5件）を見込んでいる。

(2) 完成検査、保安検査 [機器検査事業部門]

特定施設等について、技術基準に適合又は維持しているかどうかを確認するための完成検査及び保安検査を行う。

令和5年度は、冷凍施設関係の完成検査で40件（35件）、保安検査で1,430件（1,554件）、コールド・エバポレータ（CE）関係の保安検査で338件（355件）を見込んでいる。

(3) 容器検査等 [機器検査事業部門]

① 容器製造業者の大臣登録に係る調査

容器製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和5年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)

② 容器型式試験

登録容器製造業者に係る容器の型式試験を行う。
令和5年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)

③ 容器検査及び容器再検査

容器について検査及び再検査を行う。
令和5年度は、374万本(352万本)を見込んでいる。

④ 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更

容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る審査を行う。
令和5年度は、57,622本(56,733本)を見込んでいる。

(4) 附属品検査等 [機器検査事業部門]

① 附属品製造業者の大臣登録に係る調査

附属品製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和5年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。(0件)

② 附属品型式試験

登録附属品製造業者に係る附属品の型式試験を行う。
令和5年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)

③ 附属品検査及び附属品再検査

容器に装置する附属品(バルブ、安全弁及び緊急遮断装置)について検査及び再検査を行う。
令和5年度は、1,155万個(1,129万個)を見込んでいる。

(5) 特定設備検査等 [機器検査事業部門]

① 特定設備製造業者の大臣登録に係る調査

特定設備製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和5年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。(0件)

② 特定設備検査等

特定設備(熱交換器、貯槽、蒸発器等)について検査を行うとともに、登録特定設備製造業者が製造する特定設備に対し、特定設備基準適合証を発行する。
令和5年度は、特定設備検査で19,896基(18,995基)、適合証発行で100件(99件)を見込んでいる。

③ 高圧ガス設備担当者会議の開催

特定設備及び高圧ガス設備の製造者等との情報交換を行うとともに、特定設備等に係る規則等の統一的運用の徹底等を図るため、第 46 回高圧ガス設備担当者会議を開催する。

(6) 指定設備の認定 [機器検査事業部門]

① ユニット型冷凍装置の認定

政令で指定設備とされている冷凍設備について、指定設備の基準に適合している場合の認定を行う。

令和 5 年度は、108 件（124 件）を見込んでいる。

② 窒素ガス製造用空気分離装置の認定

政令で指定設備とされている窒素ガス製造用空気分離装置について、指定設備の基準に適合している場合の認定を行う。

令和 5 年度は、計画段階において認定の申請は見込まれていない。（0 件）

③ 認定指定設備の移設に係る調査

認定指定設備の移設を行った場合について、当該認定指定設備が技術基準に適合しているかどうか調査を行う。

令和 5 年度は、2 件（1 件）を見込んでいる。窒素ガス製造用空気分離装置については、計画段階において調査の申請は見込まれていない。（0 件）

④ 認定指定設備の交換に係る調査

認定指定設備（窒素ガス製造用空気分離装置）の個別ユニットの交換を行った場合について、当該認定指定設備が技術基準に適合しているかどうか調査を行う。

令和 5 年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。（1 件）

(7) 大臣特認事前評価等 [機器検査事業部門]

① 大臣特認に係る特定案件事前評価

高圧ガス設備等に係る大臣特認のための事前評価を行う。

令和 5 年度は、6 件（3 件）を見込んでいる。

② 詳細基準事前評価

例示基準に基づかずに検査申請、許可申請等する場合の詳細基準について事前評価を行い、事前評価書を交付する。

事前評価書の交付を受けた者は、本評価書を添付して容器検査・特定設備検査を受け、又は高圧ガスの製造の許可等を受けることとなる。

令和 5 年度は、78 件（75 件）を見込んでいる。

(8) 高圧ガス設備試験等 [機器検査事業部門]

① 大臣認定試験者事前評価等審査

高圧ガス設備（ポンプ、圧縮機等）を製造する事業者の大臣認定に係る事前評価及び認定された者の3年毎の確認調査を行う。

令和5年度は、新規調査で0件（1件）、拡大調査で4件（4件）、確認調査で45件（39件）を見込んでいる。

② 冷凍則の大臣認定試験者事前評価等審査

冷凍設備の部分品の試験等をする事業者の大臣認定に係る事前評価を行う。

令和5年度は、新規調査で10件（1件）、型式承認で45件（21件）を見込んでいる。

③ 高圧ガス設備試験

高圧ガス設備について試験を行う。

令和5年度は、13,714件（13,266件）を見込んでいる。

(9) 冷凍検査等

① 機器の試験 [機器検査事業部門]

冷凍装置について設計強度確認試験を行う。

令和5年度は、73件（66件）を見込んでいる。

② 冷凍空調施設工事事業所の認定 [保安技術部門]

冷凍空調施設の保安の確保を図るため、同施設の据付工事を行う事業所について認定及び更新認定を行う。

令和5年度は、603件（538件）を見込んでいる。

③ 冷凍空調情報等の発行 [保安技術部門]

冷凍空調施設工事事業所等との情報及び意見の交換を密にするため、情報提供誌「冷凍空調情報」をWEB上で公開する。（年間1回を予定）

④ 冷凍機器溶接士の認定 [保安技術部門]

冷凍用圧力容器等の溶接作業を行う溶接士の認定を行う。

令和5年度は、96件（110件）を見込んでいる。

⑤ 冷凍教育検査事務所ブロック会議等 [機器検査事業部門]

(イ) 冷凍教育検査事務所ブロック会議

全国の冷凍教育検査事務所との連携を密にし、法改正等の最新の動向及び高圧ガス保安法の解釈などに関する情報提供のほか、事務所運営、検査員の高齢化、検査実施上の問題点等について、冷凍教育検査事務所専用HPを活用し双方向の情報発信を行う。

(ロ) 冷凍保安検査業務の合理化

令和4年度に引き続き、冷凍教育検査事務所の適正かつ円滑な業務処理と業務

の省力化を推進する。

(10) LP ガス用ガス漏れ警報器等の検定 [機器検査事業部門]

LP ガス用ガス漏れ警報器（誤報防止型を含む。）及び LP ガス検知器等の検定を行う。また、優良な製造事業者に対する検査方法の合理化、検定業務の拡大等の取り組みを進める。

- ① LP ガス用ガス漏れ警報器の検定（第 2 検定） 2,536,444 個（2,503,418 個）
- ② 不完全燃焼警報器の検定（第 2 検定） 27,945 個（27,988 個）
- ③ LP ガス用検知器の検定（第 2 検定） 1,880 個（1,422 個）

(11) その他の検査・認定等

- ① 高圧ガスプラント検査事業者 6 件（11 件）及び液化石油ガスタンクローリ検査事業者 2 件（1 件）の認定 [機器検査事業部門]
- ② アセチレン容器多孔質物性能試験 1 件（0 件） [機器検査事業部門]
- ③ 液化石油ガスバルク供給用附属機器の型式認定 19 件（28 件） [機器検査事業部門]
- ④ 容器所有者の登録、登録更新及び所有者不明容器の発生防止
新規登録 82 件（81 件）、更新 633 件（2,365 件） [保安技術部門]
- ⑤ CE 移設性能検査 40 件（33 件） [機器検査事業部門]
- ⑥ CE 施設保安点検等 0 件（0 件） [機器検査事業部門]
- ⑦ 特定ガス工作物使用前検査 27 件（27 件） [機器検査事業部門]
- ⑧ 委託検査 809 件（789 件） [機器検査事業部門]
- ⑨ 小型高圧ガス容器型式認定 2 件（12 件） [機器検査事業部門]
- ⑩ 簡易容器検査 0 件（1 件） [機器検査事業部門]
- ⑪ 委託調査（耐震補強に係る調査） 0 件（0 件） [保安技術部門]
（適合性評価関係） 1 件（0 件）
- ⑫ SFE/SFC 認定調査 22 件（19 件） [機器検査事業部門]
- ⑬ 鉱山保安法の適用設備に係る耐震性能評価 0 件（0 件） [保安技術部門]

Ⅱ. 1. 2 教育事業 [試験・教育事業部門他]

(1) 自主保安講習の実施

令和 5 年度の自主保安に係る各種講習の受講者数は、前年度実績見込より 75 人少ない 2,265 人を見込んでいる。（内訳は別紙 1 参照）

(2) 技術講演会等の開催

高圧ガスに関する各種情報の提供を目的とした次のような講演会等を開催する。

なお、これまでの集合型方式から、インターネット環境を利用したオンラインによる開催方式へ主軸を転換する。

また、講演会等の申し込み方法についても電子化を推進する。

- ① お客様のニーズに対応した出張講習
- ② 保安セミナー等（高圧ガスの基礎講習及び法令関係セミナー等の開催、部門間連携による新規セミナー及び既存セミナーの内容充実化等）
- ③ 高圧ガス保安実務者向けセミナー等（高圧法の許可・届出セミナー、保安検査事例セミナー、グループ討議関係の講座等の開催）
- ④ 地域ニーズに対応した各種セミナー等

(3) ISO 関連研修セミナー等の開催 [ISO 審査センター]

システム審査登録事業の一環として、ISO マネジメントシステム規格に関する認証取得・維持のために必要な内部監査員養成を目的とした研修並びに同システムの効果的運用に関するセミナーを開催する。

(4) 図書等の編集発行

- ① 高圧ガス関係法令、技術基準
- ② 講習会テキスト及び問題集
- ③ 保安教育用テキスト
- ④ その他各種出版物・視聴覚教材等
- ⑤ 高圧ガス保安活動促進週間を中心とした保安啓発用品（ポスター、資格ワッペン、保安情報小冊子等）

保安用品については、各地域の高圧ガス関係団体と連携した販売を引き続き実施する。

また、用品案内のリーフレット等を活用した販売促進に加え、EC サイトでの販売を開始し、合理化及び効率化を図る。

Ⅱ. 1. 3 システム審査登録事業 [ISO 審査センター]

(1) マネジメントシステム審査

（公財）日本適合性認定協会（JAB）から認定を受けた認証機関として、ISO9001 を基準とした品質マネジメントシステム（QMS、審査総数 713 件（730 件））、ISO14001 を基準とした環境マネジメントシステム（EMS、審査総数 441 件（460 件））、ISO22000

を基準とした食品安全マネジメントシステム（FSMS、審査総数 6 件（6 件））を審査し、適合事業者の登録・公表を行う。

また、ISO45001 を基準として労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS、審査総数 30 件（28 件））を審査し、適合事業者の登録・公表を行う。

(2) 主な活動項目

- ① マネジメントシステムの審査登録（認証）に関しては、適用される認定基準（JIS Q 17021-1）への適合を確実にするとともに、ISO 審査センターにおけるマネジメント機能の充実とリスク管理に基づく審査登録（認証）システムの高度化を図る。
- ② 受審組織の要望を具体的に捉え、確実に応える審査の実現へ向け、審査プロセスを適宜見直すこと等により、審査がもたらす有効性の更なる改善を図る。
- ③ 新規審査員の採用により審査対応能力の拡大を図るとともに、審査員の資質向上や技術的専門性の深化等を推進する。
- ④ 登録企業との双方向コミュニケーションや PR の充実を図り、顧客満足と ISO 審査センターのプレゼンスの改善・向上に取り組む。また、毎年開催する ISO 情報交換会ではマネジメントシステムの効果的な運用事例に関する情報を提供し、既存顧客の辞退や他機関への認証移転を減らすよう努める。更に、登録企業に提供していた ISO 入門勉強会を登録企業以外へも公開する等、顧客獲得の機会としても活用する。
- ⑤ ISO9001、ISO14001 及び ISO45001 内部監査員養成セミナー（集合型）、ISO マネジメントシステム活用セミナー（出張型、オンライン型）等、顧客ニーズを踏まえたセミナーを開催し、顧客満足の向上に努める。また、更なるコンテンツの充足を図る。
- ⑥ 顧客の維持及び獲得に向け、当協会本支部並びに関係する機関との連携を図り、高圧ガス関連業界をはじめマーケットの拡大を含め積極的な営業活動を展開する。
- ⑦ 中部地区を拠点とした、より地域に密着した事業運営を行うための体制を強化する目的で、ISO 審査センター直轄の「中部チーム」を新たに中部支部内に設置し、営業力の強化を図る
- ⑧ 労働安全衛生、医療機器、食品安全の各マネジメントシステムの認証サービスのスケールアップに向けて、必要人材の確保・育成、広報等に取り組む。

Ⅱ. 1. 4 LP ガス保安対策推進事業 [保安技術部門]

(1) LP ガス設備等の技術審査

- ① 大臣特認に係る事前審査

LP ガス法施行規則に係る大臣特認のための事前審査を行う。

② LP ガス器具の安全性審査

新しく開発された LP ガス器具に係る安全性審査を行う。

(2) LP ガス消費者に対する保安啓発活動の実施

LP ガス安全委員会（LP ガス関連団体 17 名、関連する省庁 4 名、消費者団体 2 名、計 23 名で構成）の事務局を務め、LP ガス保安ガイド、ポスター、ホームページ等により、一般消費者等に対する保安意識の向上、事故防止の保安啓発を行うとともに、各都道府県 LP ガス協会等が行う LP ガス消費者を対象とした保安啓発活動の支援事業を実施。10 月に LP ガス消費者保安キャンペーンを展開し、LP ガス消費者保安推進大会において保安優良 LP ガス事業者等を表彰する。

Ⅱ. 1. 5 技術基準作成・審査等事業 [保安技術部門、機器検査事業部門他]

(1) 経済産業大臣への意見具申等

高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、省令改正、例示基準の制定等高圧ガス・LP ガスの保安に関する技術的事項について、経済産業大臣に対して意見具申等を行う。

(2) 技術委員会・規格委員会の運営

高圧ガス保安において幅広く活用されている KHK 技術基準（KHKS 等）の策定については、規格委員会が実務を担っており、統括諮問機関として位置付けられている技術委員会のレビューを経ることとされている。こうした両委員会が適切に機能するための着実な運営を行う。

令和 5 年度に予定している主な案件は、以下のとおりである。

① 圧力容器規格委員会 [機器検査事業部門]

(イ) 「圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準（KHKS 0225）」の見直し・改正

(ロ) 「安全係数 2.4 の特定設備に関する基準（KHKS 0224）」の見直し・改正

② 移動容器規格委員会 [機器検査事業部門]

(イ) 「アセチレン容器の安全弁に関する基準（KHKS 0125）」の見直し・改正

(ロ) 「液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準（KHKS 0126）」の見直し・改正

③ 高圧ガス規格委員会 [保安技術部門]

(イ) 「高圧ガスの配管に関する基準（KHKS 0801）」の見直し・改正

- (ロ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））」（KHKS 0850-1・1850-1）」の見直し・改正
- (ハ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））」（KHKS 0850-2・1850-2）」の見直し・改正
- (ニ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））」（KHKS 0850-3・1850-3）」の見直し・改正
- (ホ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（天然ガススタンド関係）」（KHKS 0850-5・1850-5）」の見直し・改正
- (ヘ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（液化石油ガススタンド関係）」（KHKS 0850-6・1850-6）」の見直し・改正
- (ト) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（LNG 受入基地関係）」（KHKS 0850-7・1850-7）」の見直し・改正
- (チ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）」（KHK/JOGMEC S 0850-8・1850-8）」「液化石油ガス岩盤備蓄関係 技術文書（KHK/JOGMEC TD 5800）」の見直し
- (リ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（圧縮水素スタンド関係）」（KHK/JPEC S 0850-9・1850-9）」の見直し
- (ス) 「KHK Interpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集」の見直し
- (ル) 「超臨界流体抽出/クロマトグラフシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）」の見直し
- (ヲ) 「高圧ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン（KHK TD 5810）」の見直し及び KHKS 原案作成
- (ヰ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（コールド・エバポレータ関係）」（KHK/JIMG A S 0850-*・1850-*）（仮題）」制定に向けた検討

④ 冷凍空調規格委員会 [保安技術部門]

- (イ) 「冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編）（KHKS 0302-1）」の見直し・改正
- (ロ) 「冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）冷凍能力 20 トン未満の施設編）」（KHKS 0302-2）」の見直し・改正

⑤ 液化石油ガス規格委員会 [保安技術部門]

- (イ) 「ホースバンド基準（KHKS 0716）」の見直し・改正

- (ロ) 「液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準 (KHKS 0718)」の見直し・改正
- (ハ) 「液化石油ガス用安全アダプタ基準 (KHKS 0722)」の見直し・改正
- (ニ) 「液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準 (KHKS 0723)」の見直し・改正
- (ホ) 「液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS 0739)」の見直し・改正
- (ヘ) 「LP ガスバルク充填作業基準 (KHKS 0744)」の見直し・改正

⑥ 供用適性評価規格委員会 [保安技術部門]

現在のところ予定なし。

⑦ 耐震設計規格委員会 [保安技術部門]

- (イ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル1) (KHKS 0861) の解説、評価例」の制定
- (ロ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル2) (KHKS 0862) の解説、評価例」の制定
- (ハ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル1) (KHKS 0861)」の見直し
- (ニ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル2) (KHKS 0862)」の見直し

(3) 詳細基準の審査

技術基準の性能規定化に伴い、これまで省令等に示されていた詳細な技術的事項は例示基準として例示されている。協会は、それぞれの基準に応じて設置された高圧ガス容器規格検討委員会等において、各規格委員会及び業界団体等が作成した詳細基準について審査を行う。この審査の結果は、経済産業大臣に意見具申することにより例示基準として例示されるほか、ファスト・トラック制度の本格運用が開始されたことにより、申請者の求めに応じ、国による例示基準化を待たずに協会のホームページ上に公開する。

令和 5 年度は、特定則及び容器則関係で 0 件 (0 件) を、冷凍及び一般関係で 1 件 (1 件)、耐震告示関係で 1 件 (0 件) を見込んでいる。

(4) 地域防災協議会との連携

地域防災協議会連合会の全国会議の事務局として、同協議会と連携し、高圧ガスの移動中の事故防止に貢献する。

(5) 全国一般高圧ガス保安団体連合会 (全高連) との連携

一般高圧ガスの事故防止と情報交換を図るため、全高連との連携を図る。

(6) LP ガスタンクローリ事故防止委員会による自主点検活動の推進

日本 LP ガス協会、（一社）全国 LP ガス協会、（一社）日本エルピーガスプラント協会、（公社）全日本トラック協会及び KHK で組織する LP ガスタンクローリ事故防止委員会の事務局として、所有者による LP ガスタンクローリの保安関係機材等の整備状況に関する自主点検活動を推進する。

(7) ASME Delegate 制度への参画

ASME（米国機械学会）規格の制定・改定の最新情報を入手し、かつ、ASME 規格に日本の意見を反映するため、ASME の Delegate 制度に平成 18 年度より参画しており、引き続き、ASME 規格策定作業等を行う。

(8) 国際標準化活動への対応

① ISO/TC58 の国際標準化活動への対応

ISO/TC58（ガス容器専門委員会）の国内審議団体としてガス容器に係る国際標準化活動への対応を行う。

② ISO/TC220 の国際標準化活動への対応

ISO/TC220（極低温容器専門委員会）の国内審議団体として極低温容器に係る国際標準化活動への対応を行う。

II. 1. 6 水素の社会実装に向けた対応 [総務・企画部門他]

2050 年カーボンニュートラルの実現、2030 年の温室効果ガス排出量 46%削減といった政府目標に向けた政策や取組みが関係省庁で検討されており、民間企業においては様々な産業分野で水素利用に関する技術開発・実証が活発化している。こうした中、保安と振興の両面から貢献すべく、令和 3 年 2 月に水素チームを創設した。

令和 4 年 5 月から（一社）水素バリューチェーン推進協議会、（一社）クリーン燃料アンモニア協会に参画しており、これらの活動を通じて、高圧ガス分野のみならず、水素サプライチェーン全般（つくる・ためる・はこぶ・つかう）へ貢献すべく取組みを拡大している。

また、今般、保安分野においても、政府目標の達成に向けて、経済産業省において、水素保安の全体戦略（水素保安戦略）の策定のため、検討会での議論が進められている。同検討会では、水素社会を支える中核拠点としての第三者認証・検査機関の必要性が示された。民間企業からは、多数の規制見直しの要望があがっている。

こうした動きの中、水素社会の実現に向けた技術的な実証、評価、基準化において、第三者機関としての高圧ガス保安協会に期待される役割が益々増加しており、これに

応えるべく、水素チームを抜本強化・改組し、令和５年１月１日付けで水素センターを創設した。今後は、水素、アンモニアをはじめとした次世代エネルギーによる安全・安心な社会の実現のため、保安技術の専門家として、これまでに培った技術的知見を活かし、貢献すべく、積極的に取り組んでいく。

具体的には、今般、大規模な水素サプライチェーンの構築のための実証が進められ、その上流において、海外からの輸入による大量の液化水素の貯蔵など、これまでに経験・知見のない取扱いが検討されている状況を踏まえ、極低温の液化水素が大量に漏えいした場合等の影響を把握するため、科学的データの取得等により検討を行う。また、サプライチェーンの上流である水素の製造においては、再生可能エネルギーの余剰電力からのグリーン水素の製造や出力変動の吸収などにおいて水電解装置の普及が期待されていることから、円滑な導入・普及に向けてのルール整備等の必要な対応を検討していく。

また、自動車以外の様々なモビリティでの水素の利用や家庭用の燃料としての水素の供給・消費などの利用も検討されており、これまで水素や高圧ガスにあまり携わったことがない方々からの相談も増加している。民間企業と委託契約を結ぶなどして、水素の普及・促進に向けて協力をしていく。

情報収集・発信としては、外部委員会への参加、関係団体の中での活動、民間企業との意見交換、海外規制調査などを通じて水素の社会実装に向けての課題を絶えず把握していくとともに、日中省エネ・環境フォーラムなどの外部講演、水素セミナーなどで情報の発信も行う。また、QUAD等の国際会議への出席、韓国ガス安全公社との協力などの国際活動を通じて、国際的なアピールを行う。

Ⅱ. 1. 7 保安情報の収集、提供 [保安技術部門他]

(1) 高圧ガス災害の調査 [保安技術部門他]

高圧ガス事故災害に対して、必要に応じ現場調査、関係者のヒアリングなどを行い、情報収集に努めるとともに、精度の高い事故解析を実施する。その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的に情報発信を行う。

また、行政、事業者が設置する事故調査委員会等に協力、支援を行う。

(2) 「事故の教訓と保安管理技術セミナー」等の開催 [保安技術部門]

高圧ガス製造事業者全般を対象に、高圧ガス製造事業者の保安管理活動、自主保安活動に対する情報提供等を目的に、自主保安セミナーを開催する。

(3) 「高圧ガス設備担当者会議」の開催 [機器検査事業部門]

特定設備検査及び高圧ガス設備試験等の申請者等から照会のあった材料、設計、溶接及び構造等に関する諸問題のうち、共通性のある事項についての回答を申請事業者等の高圧ガス設備担当者に周知し、統一的な運用を図ることを目的とする高圧ガス設備担当者会議を本年度も引き続き開催する。

(4) LP ガスの保安に係る説明会等の開催 [保安技術部門]

LP ガス供給設備・消費設備や保安業務に係る協会の技術基準、経済産業省等から受託した調査研究の成果及び最新の保安情報を広く LP ガス業界等へ普及させるための説明会や技術資料の発行等を実施する。

(5) 「KHK 水素セミナー」の開催 [水素センター、保安技術部門]

高圧水素の保安確保に関する調査研究に係る成果等を広く発信するため、本セミナーを開催する。

(6) 時代に即応した新規セミナーの開催 [保安技術部門、試験・教育事業部門他]

各部のポテンシャルをシナジーさせることにより、時代に即応した保安ニーズに対応する新たな事業の創出に努める。令和5年度は、昨年度に引き続き、耐震設計関係セミナー、冷凍保安講座及び水素セミナーを開催するとともに、保安ニーズに即応するセミナーの開催について積極的に企画していく。

また、これらセミナーのオンライン講習化など、開催方式の多様化に引き続き努める。

Ⅱ. 1. 8 自主研究の着実な推進 [保安技術部門、総合研究所]

(1) 協会技術基盤の強化

① 自主基準の策定等、保安対策の合理化に寄与するような実践的な調査研究を自主的に推進し、基準策定等に必要となる根拠の明確化に重点的に取り組む。また、これまでの研究活動で蓄積した技術知識や専門性を活用して、高圧ガス事故の調査・解析に積極的に参加する。

さらに、研究員を協会外の研究委員会や学会等へ積極的に参加させること及び博士課程へ派遣することを通じて、研究者として活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

② 民間企業等からの各種材料試験、容器の性能試験、FEM 解析等を用いた受託研究及び受託試験を積極的に行う。

令和5年度は、10件（17件）を見込んでいる。

- ③ 横浜国立大学との包括連携協定（平成 19 年締結）及び横浜市消防局との高圧ガスの保安に係る協定（平成 31 年締結）を通じて人材交流を推進する等、連携の促進に努める。

(2) 時代に即応した研究所の活用

民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大を行い、広く社会に役立つよう時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

(3) その他

高圧ガス・LP ガスの保安のために必要な調査、認定及び助言並びに委託研究を通じて得られた成果について、周知及び普及広報活動を行う。

Ⅱ. 1. 9 改正高圧法の施行に向けた対応

令和 4 年 6 月に成立した改正高圧ガス保安法の施行に向け、政省令等の詳細制度設計を引き続き国と連携して進めていくとともに、新認定制度における調査等の業務を確実に実施できるよう規程類等の整備を行う。また、円滑な新認定制度の運用開始のため、事業者及び自治体等に対して説明会を開催し、新制度について丁寧に説明していく。

Ⅱ. 1. 10 受託事業

協会が有している高圧ガス・液化石油ガス保安に係る専門的知見を活かし、高圧ガス・液化石油ガス保安の確保に必要な業務を受託し、これを実施する。

Ⅱ. 1. 11 法定講習事業（特別勘定 1） [試験・教育事業部門]

(1) 法定講習の実施

資格講習の受講者数は、令和 2 年度のような新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う講習会に参加を見送る事態からコロナ以前の通常状態に近い参加意欲の高まりが感じられる状態となりつつある。一方で、業種によっては回復傾向に鈍さもあり、全体の推移としては令和 4 年度実績見込よりも微増になるものと設定する。

義務講習については、平成 9 年の法改正時の規制緩和により受講サイクルが 3 年から 5 年に延長されたことから、過去 5 年間の受講者数に基づいて 42,365 人（42,060 人）を見込んでいる。また、資格講習については 42,138 人（41,199 人）を見込み、合計で 84,503 人（83,259 人）としている。（自主講習を含めた講習会総計では 86,768 人（85,599 人、内訳は別紙 1 参照））

講習内容については、使用されるテキストに関して、令和５年度は甲種、乙種、丙種、充てん作業者テキスト等について見直しを行うこととする。

なお、令和５年度にオンラインで実施する講習は次のとおり。

	資格講習	義務講習
一般 ガス 関係	甲種化学講習	高圧ガス保安企画推進員講習
	甲種機械講習	高圧ガス保安主任者講習
	乙種化学講習	高圧ガス保安係員(一般)講習
	乙種機械講習	
	丙種化学特別講習	
	第一種販売講習	
	移動監視者講習	
冷凍 関係	第一種冷凍機械講習	
	第二種冷凍機械講習	
	第三種冷凍機械講習	
LP ガス 関係	丙種化学液石講習	高圧ガス保安係員(LP)講習
	第二種販売講習	業務主任者講習
	業務主任者の代理者講習	液化石油ガス設備士再講習
		充てん作業者再講習

Ⅱ． １． １ ２ 資格試験等事業（特別勘定２） [試験・教育事業部門]

(1) 資格試験

国及び都道府県からの委譲に基づき高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士試験を実施する。

① 試験実施日

(イ) 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士筆記試験

令和５年１１月１２日（日）に実施

(ロ) 液化石油ガス設備士技能試験

令和５年１２月３日（日）に実施

② 出願者数

大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）の出願者数及び知事試験（その他９種）の出願者数は、大臣試験で４,３４９人（４,８３３人）、知事試験で４５,６８０人（４５,４９３人）、合計で５０,０２９人（５０,３２６人）を見込んでいる。（内訳は別紙２参照）

(2) 免状交付事務

経済産業省及び都道府県から、以下の免状交付事務に係る委託事業を受託実施する。

① 高圧ガス製造保安責任者免状交付事務（経済産業省からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験のうち、大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき大臣が発行する免状の交付事務を実施する。

② 高圧ガス製造保安責任者等免状交付事務（都道府県からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験等のうち、知事試験（乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売及び液化石油ガス設備士）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき知事が発行する免状の交付事務を実施する。

Ⅱ. 1. 1 3 新型コロナウイルス感染症への対応 [各部門]

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて引き続き以下の対応を実施しつつ、社会経済情勢に応じて柔軟に対応していく。

(1) 法定講習

① オンライン講習の推進

引き続きオンライン講習の計画・導入を進め、令和6年度から全ての法定講習（資格・義務）をオンラインで実施する。

② コロナ禍における講習運営の確実な実施

会場確保の困難化、コロナ禍での講習運営等のこれまでの経験を踏まえて迅速かつ柔軟に対応する。

(2) 国家試験

① コロナ禍における試験運営の確実な実施

法定講習と同様、会場確保、試験運営等について迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 検査・認定等

① 海外における検査への対応

バルク貯槽の国内持ち込み検査など引き続き対応する。

② オンライン化技術の活用

検査・認定等、評価委員会等におけるオンライン化技術の活用を更に推進する。

Ⅱ. 2 サービスの向上と積極的な情報提供

Ⅱ. 2. 1 保安情報の普及、啓発

(1) 事故事例データベースの提供 [保安技術部門]

事故事例データベースの提供等事故事例の共有化と教材化を推進する。

(2) 広報活動の推進及び情報提供等 [総務・企画部門、試験・教育事業部門他]

① 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、策定したルールに基づいて、各種メディアに取り上げられることを目指し、積極的に情報を発信することにより、協会のプレゼンス向上に努める。

特に、激甚化する風水害等自然災害の発生、講習等への影響や容器流出などの事故・災害に関する注意喚起などを、協会ウェブサイトで情報提供する。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況による講習等への影響についても同様に情報提供する。

② お客様目線での情報発信ツールの整備・充実

(イ) 協会ウェブサイト

協会ウェブサイトを活用し、最新情報を適切に発信するとともにコンテンツの更なる充実を図る。

(ロ) メール配信サービス「KHK-Friends」

セミナーの開催案内、出版物の紹介などの協会事業情報に加え、高圧ガス保安法令等の改正動向、検査・認定事業のマニュアル類の制定・改正情報、高圧ガス事故概要報告書などお客様にとって有益となる情報をタイムリーに配信していく。

(ハ) 協会の出版物を分かり易く紹介する図書目録（平成 30 年 4 月から配布及びウェブ上で公開）、保安啓発用品の案内リーフレット作成（平成 30 年 9 月から配布及びウェブ上で公開）等を継続、定期的に最新版の作成を行う。

③ 会員向け情報発信サービスの充実

(イ) 情報機関誌「高圧ガス」を発行することにより、会員のニーズに沿った高圧ガスの保安情報を提供するとともに、協会事業活動に関する情報を発信する。また、特集記事等について会員専用のウェブサイトで公開していく。

(ロ) 高圧ガス保安法関係省令等を容易に検索可能とする法令検索システムについて、ホームページによる表示方法の見直しを検討するとともに、法令等の改正に応じた更新を行う。

④ 販売書籍の電子化

書籍の提供手段の多様化と、利用者の利便性の向上を図るために、ウェブサイトから直接、書籍の注文が可能なシステムを令和4年7月から開始したところであり、この操作性及び利便性の改善を図るとともに、販売書籍の電子化を引き続き検討する。

⑤ 高圧ガス保安全国大会の実施

高圧ガス保安活動促進週間の活動の一環として、高圧ガスを取り扱う者の保安意識の高揚を図り、保安活動の促進等のため、保安活動に顕著な功績を残された事業者や個人を表彰する高圧ガス保安全国大会を実施する。

⑥ 協会設立 60 周年記念事業の実施

60 周年を迎え、これからの新しい協会を PR するとともに、周年記念品の製作等を行う。

(3) 水素関連の情報提供

① 水素利用の安全確保に関する情報提供 [総務・企画部門他]

水素の社会実装に向けた取組みが大きく前進する中、今後の普及拡大を見据えて、事業者等からの水素に関連する技術的な相談等に対して、水素センターにより適切に対応する。

② 水素関連情報の整備 [水素センター、保安技術部門]

水素エネルギーに関する最新情報を広く収集し、ホームページ上で必要な水素関連情報の公開を行う。

③ KHK 水素セミナーの開催 (Ⅱ.1.7(5)参照)

(4) ISO 審査関連の情報提供 [ISO 審査センター]

ISO letter については、顧客ニーズを踏まえた上で内容の充実化を図るとともに、定期的に発行する登録企業への情報提供のツールとして、ISO マネジメントシステムに関する最新の話題紹介を含め積極的な活用を図り、ISO 審査センターのホームページ等も通じて情報提供活動の多角化と相互連携を推進する。

(5) 外国企業向け相談窓口 [総務・企画部門]

海外からの高圧ガスに関する問い合わせに対処するための相談窓口を引き続き運営する。

(6) 海外との技術交流等の促進 [総務・企画部門]

海外との技術交流等を促進するために、次の技術交流等を積極的に行う。

① 各種国際会議等への参加

保安大会への相互参加や国際会議等への出席により、保安関連の情報を収集する

とともに、機関誌「高圧ガス」等を通じて積極的に情報を発信する。

- ② 海外諸機関等への技術指導・協力及び調査団の受け入れを行う。
- ③ 韓国ガス安全公社との定期会議の開催（令和 5 年度は韓国で開催）

(7) 英文資料の発行〔総務・企画部門〕

海外関係機関等に対して我が国の高圧ガス保安対策の状況等に関する情報を発信していくため、引き続き、KHK の年間事業活動をまとめた英語版報告書を発行するとともに、事故情報の国際的共有化に資するため、高圧ガス関係及び LP ガス関係事故年報の概要を取りまとめた英文資料を発行する。

Ⅱ. 3 時代に即応した組織体制・基盤の整備

Ⅱ. 3. 1 協会運営のガバナンス強化 [コンプライアンス推進室、総務・企画部門他]

協会が高い公的な責務を有することに鑑み、以下の取組みを協会大で遵守・徹底する。

(1) 内部監査の確実な実施

① 協会業務の信頼性維持に役立つために、協会が行う業務活動に対する内部監査を継続する。内部監査を通じて、各業務活動に対する協会規程類の整備状況、同規程類及び関係法令の遵守状況の確認を行う。また、協会の情報セキュリティを強化するため、情報セキュリティ監査を適切に実施し、運用面・管理面から情報セキュリティ対策の実施状況について確認する。

② 内部監査は、監査における重点項目、監査対象項目などに対して、経営層の意向を反映した内部監査実施計画を作成するとともに、エビデンスの収集・評価を適切に行い、これらに基づき実施する。

また、監査は、令和4年度の組織再編に対応した適切な監査計画に基づく監査を実施する。

③ 内部監査結果及び監査における指摘事項を積極的に関係部署にフィードバックするとともに、必要に応じて、協会規程類の見直し、業務改善などの提案を行うことにより、協会業務活動において発生する恐れのあるさまざまなリスクの低減に取り組む。

(2) コンプライアンス教育の実施

① 協会役職員のコンプライアンスへの関心を高め、その推進を図るため、コンプライアンスハンドブックの理解・浸透に努め、コンプライアンス推進及びコンプライアンス事案の発生防止に取り組む。

その一環として、役職員に対する教育（eラーニング等）、その他コンプライアンスに係る情報の発信を定期的に行う。

(3) 情報セキュリティ対策の充実

近年急増するサイバー攻撃及び情報漏えいを未然に防止するため、業務実施に伴い保有する企業情報をはじめとする情報資産について、多層防御の観点から、情報セキュリティ関係規程類の確実な運用と、以下のセキュリティ対策を実施する。

- ① 協会ネットワーク及び協会ホームページや電子申請サイトの第三者脆弱性診断
- ② 全役職員を対象とした情報セキュリティ教育の充実
- ③ 標的型攻撃メール対応訓練
- ④ 内部情報漏洩リスクへの第三者脆弱性診断

また、高圧ガス保安法の新認定制度においては、サイバーセキュリティが認定要件の一つとなったことなども踏まえ、新認定制度の調査を担う協会自身も、サイバーセキュリティの研修や関連の資格取得を促すなど、今まで以上に対応を強化していく。

Ⅱ． 3． 2 組織運営への専門家、有識者等の知見活用

協会として時代に即応した体制を堅持していくべく、外部有識者等の知見を糾合した以下の会議体を組成し、その助言等を踏まえ、適切な対応を行っていく。

(1) 余裕金運用検討委員会

協会の余裕資金に係る運用使途等について、エコノミスト、公認会計士等の示唆を踏まえて検討する。

(2) 教育事業アドバイザー委員会

高圧ガス保安活動促進週間をはじめ、高圧ガス保安に係る普及啓発活動のあり方等について検討する。

(3) 総合研究所運営審議会

新規ニーズを捉え、時代に即応した研究所としての運営体制等について検討する。

(4) 国家試験実施機関情報交換会

公正、公平な試験実施及び効率的な試験業務運営のために必要な一般的な事項についての意見交換、情報共有等を行う。

Ⅱ． 3． 3 将来を見据えた基盤の整備 [総務・企画部門他]

(1) 専門性と国際性を兼ね備えた人材育成等

令和5年1月に設立した水素センターの活動を中心として、高圧ガスや保安規制に留まらない分野で活躍できる人材の育成と確保を推進する。また、専門性と国際性を兼ね備えた人材を育成するため、国際会議への積極参加と語学研修を実施する。

(2) 最新技術の動向把握

主に若手職員を対象に最新技術の動向把握と職員の視野を広げるため、コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）へ参加する。

Ⅱ． 3． 4 就業環境の改善等 [総務・企画部門]

就業環境の改善等のために、以下の取組を進める。

- ① 年休時季指定義務（年 5 日の年休取得）の確実な実施に努めるべく、非効率な業務プロセスの見直しなどを行い、年休が取得しやすい職場環境の構築を図る。
- ② 労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェックを引き続き実施する。

Ⅱ. 4 将来を見据えた構造改革の推進

Ⅱ. 4. 1 社会的ニーズへの対応と安定的な経営基盤の確保の両立

将来を見据えた以下の構造改革を推進する。

(1) 時代に即応した新事業創出・業務運営〔保安技術部門、試験・教育事業部門他〕

協会の知見を活用した新事業創出は、自主保安の向上に寄与するものであり、国民の安全・安心な暮らしに資するものである。

かかる認識のもと、これまでの協会内縦割り意識の改革や前例踏襲主義を打破し、前広かつ積極的な検討を行っていく。

具体的には、各部門のポテンシャルをシナジーさせることにより、時代に即応した保安ニーズに対応する新たな事業の創出に努めることとし、令和5年度は、平成29年度から開始したセミナー（事業者の関心が高い、耐震設計講座、リスクアセスメント関係講座等）を引き続き実施する他、保安ニーズを捉えた新たなテーマに関するセミナー開催を検討するとともに、これらセミナーのオンライン講習化など、開催方式の多様化に努める。

また、新たな自主認証業務、これまでの委託事業の成果物を活用した出版物の発行等も検討する。

(2) マーケットニーズを踏まえた戦略的な事業運営〔ISO審査センター他〕

マーケットニーズを包括的に把握・分析することにより、潜在的な需要の発掘や、既存事業の底上げに役立てる。令和5年度は主に以下の取組を行う。

- ① 国際規格を基準とするシステム審査登録事業における、KHKの強みを活かした戦略的な営業活動を実施する。
- ② 各種セミナー等において収集したアンケートの分析結果を通じてマーケットニーズの把握を行い、顧客が求める保安情報等の提供をより一層推進する。

(3) フリーアドレス化に向けた執務環境の改善

令和4年4月に実施した協会の組織再編の効果（職務補完が可能な協働体制構築による業務の効率化）をより高めるため、フリーアドレス化に向けた執務環境の改善を行い、コミュニケーションの更なる活性化とペーパーレス化を推進する。

(4) 基幹情報システムの改善

令和5年度に機器検査事業のWEB申請受付システムの新規開発、ISO審査支援システムの再構築を進め、令和6年度から運用を開始する。

(5) 業務体制の見直し

講習のオンライン化等による業務の実施方法の変化を見据え、業務実施体制についても見直しを検討する。

(6) 定年延長、役職定年制度の導入検討

シニア人材の活躍促進と戦略的な人材確保の観点から、定年年齢の引上げについての検討・準備を進める。併せて、役職定年制度の導入等についても検討する。

(7) 支出構造に係る不断の見直し [総務・企画部門、試験・教育事業部門他]

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、引き続き聖域を設けずに徹底的な再精査を行う。

保安講習会種類別受講者数見込み

種 類	令和 5 年度 申込者見込 (人)	令和 4 年度 申込者実績見込 (人)
1. 法令に基づく講習等		
(イ) 製造講習会（大臣）		
甲種化学講習	1, 075	(1, 133)
甲種機械講習	1, 370	(1, 421)
第1種冷凍機械講習	940	(891)
(ロ) 製造講習会（知事）		
乙種化学講習	1, 976	(1, 854)
乙種機械講習	4, 750	(4, 332)
丙種化学液石講習	2, 766	(2, 871)
丙種化学特別講習	4, 936	(4, 751)
第2種冷凍機械講習	1, 703	(1, 829)
第3種冷凍機械講習	2, 600	(2, 650)
(ハ) 販売講習会		
第1種販売講習	709	(709)
第2種販売・業務主任者の代理者講習	4, 404	(4, 226)
(ニ) 設備士講習会		
液化石油ガス設備士講習（第2・第3・特別） 及び技能試験	7, 479	(7, 299)
(ホ) 義務講習会等（高圧）		
高圧ガス製造保安企画推進員講習	133	(133)
高圧ガス製造保安主任者講習	425	(425)
高圧ガス製造保安係員講習	7, 068	(7, 235)
移動監視者講習	2, 100	(2, 048)
特定高圧ガス取扱主任者講習	1, 055	(1, 057)

(へ) 義務講習会等 (LP)			
業務主任者講習		9,469	(9,215)
液化石油ガス設備士再講習		23,633	(23,259)
充てん作業者再講習		1,637	(1,793)
保安業務員講習		3,100	(2,964)
液化石油ガス調査員講習		500	(489)
充てん作業者講習		675	(675)
資格講習 小計 ((イ)～(ニ))		34,708	(33,966)
義務講習等 小計 ((ホ)～(へ))		49,795	(49,293)
合計		84,503	(83,259)
2. 自主講習			
(イ) ポリエチレン管の施工に係る講習		256	(294)
(ロ) 配管用フレキ管講習等		1,537	(1,535)
(ハ) CE受入側保安責任者講習		176	(231)
(ニ) 冷凍空調施設工事事業所の認定に係る講習		249	(253)
(ホ) CE保安講習		27	(22)
(ヘ) 特殊材料ガス保安講習		20	(5)
(ト) 冷凍特別装置検査員講習		0	(0)
計 ((イ)～(ト))		2,265	(2,340)
総計 (1+2)		86,768	(85,599)

別紙 2

高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験
並びに液化石油ガス設備士試験種類別出願者数見込み

種 類	令和 5 年度 出 願 者 見 込 (人)	令和 4 年度 出 願 者 実 績 (人)
1. 大臣試験		
甲種化学	1, 118	(1, 260)
甲種機械	1, 644	(1, 823)
第一種冷凍機械	1, 587	(1, 750)
小計	4, 349	(4, 833)
2. 知事試験		
乙種化学	2, 668	(2, 694)
乙種機械	5, 449	(5, 635)
丙種化学（液石）	4, 046	(3, 852)
丙種化学（特別）	4, 955	(5, 389)
第二種冷凍機械	3, 743	(3, 612)
第三種冷凍機械	11, 904	(11, 795)
第一種販売	3, 086	(3, 079)
第二種販売	8, 095	(7, 942)
液化石油ガス設備士	1, 734	(1, 495)
小計	45, 680	(45, 493)
合計（1+2）	50, 029	(50, 326)